

令和2年 第6回臨時会

# 浪江町議会会議録

令和2年11月18日 開会

令和2年11月18日 閉会

浪江町議会

# 令和2年第6回浪江町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

## 第 1 号 (11月18日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案第129号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
議案第130号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
議案第131号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
議案第132号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
議案第133号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
議案第134号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
議案第135号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
議案第136号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
議案第137号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
議案第138号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
閉会の宣告	23

浪江町告示第 1 3 9 号

令和 2 年浪江町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和 2 年 1 1 月 6 日

浪江町長 吉 田 数 博

- 1 日 時 令和 2 年 1 1 月 1 8 日 (水) 午前 1 0 時
- 2 場 所 浪江町議会議事堂
- 3 付議事件
  - (1) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
  - (2) 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正について
  - (3) 職員の給与に関する条例の一部改正について
  - (4) 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
  - (5) 令和 2 年度浪江町一般会計補正予算 (第 5 号)
  - (6) 令和 2 年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
  - (7) 令和 2 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算 (第 3 号)
  - (8) 令和 2 年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
  - (9) 令和 2 年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
  - (10) 令和 2 年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
  - (11) 令和 2 年度浪江町水道事業会計補正予算 (第 3 号)

○応招・不応招議員

応招議員（16名）

1番	大浦泰夫君	2番	石井悠子君
3番	高野武君	4番	佐々木恵寿君
5番	半谷正夫君	6番	紺野則夫君
7番	佐々木勇治君	8番	平本佳司君
9番	山崎博文君	10番	渡邊泰彦君
11番	松田孝司君	12番	山本幸一郎君
13番	泉田重章君	14番	紺野榮重君
15番	佐藤文子君	16番	馬場績君

不応招議員（なし）

# 第 6 回 臨 時 町 議 会

( 第 1 号 )

令和2年第6回浪江町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和2年11月18日（水曜日）午前10時開議

- |       |            |                                     |
|-------|------------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |                                     |
| 日程第 2 | 会期の決定      |                                     |
| 日程第 3 | 議案第129号    | 一般職の任期付職員を採用等に関する条例の一部改正について        |
| 日程第 4 | 議案第130号    | 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正について            |
| 日程第 5 | 議案第131号    | 職員の給与に関する条例の一部改正について                |
| 日程第 6 | 発委第 2号     | 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第132号    | 令和2年度浪江町一般会計補正予算（第5号）               |
| 日程第 8 | 議案第133号    | 令和2年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）       |
| 日程第 9 | 議案第134号    | 令和2年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第10 | 議案第135号    | 令和2年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）        |
| 日程第11 | 議案第136号    | 令和2年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）       |
| 日程第12 | 議案第137号    | 令和2年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）         |
| 日程第13 | 議案第138号    | 令和2年度浪江町水道事業会計補正予算（第3号）             |

出席議員（16名）

1 番	大 浦 泰 夫 君	2 番	石 井 悠 子 君
3 番	高 野 武 君	4 番	佐々木 恵 寿 君
5 番	半 谷 正 夫 君	6 番	紺 野 則 夫 君
7 番	佐々木 勇 治 君	8 番	平 本 佳 司 君
9 番	山 崎 博 文 君	10 番	渡 邊 泰 彦 君
11 番	松 田 孝 司 君	12 番	山 本 幸一郎 君
13 番	泉 田 重 章 君	14 番	紺 野 榮 重 君
15 番	佐 藤 文 子 君	16 番	馬 場 績 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	吉 田 長 数 博 君	副 町 長	佐 藤 良 樹 君
副 町 長	小 林 弘 典 君	総 務 課 長	安 倍 靖 君
企 画 財 政 課 長	西 健 一 君	二 本 松 事 務 所 長 兼 生 活 支 援 課 長 兼 仮 設 津 島 診 療 所 事 務 長	横 山 秀 樹 君
住 宅 水 道 課 長	木 村 順 一 君	健 康 保 険 課 長 兼 浪 江 診 療 所 事 務 長	掃 部 関 久 君
介 護 福 祉 課 長	松 本 幸 夫 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	吉 田 厚 志 君	主 任 主 査 兼 係 長	志 賀 美 樹 君
書 記	鎌 田 典 太 朗 君		

---

○議長（佐々木恵寿君） おはようございます。

令和2年第6回浪江町議会臨時会に先立ち、東日本大震災によりお亡くなりになられた方々に対し、哀悼の意を込め、黙禱をささげたいと思います。

ご起立ください。

[黙とう]

○議長（佐々木恵寿君） ありがとうございます。ご着席ください。

新型コロナウイルス感染防止の観点から、議場出入口の開放等の対策を実施しておりますので、ご理解をお願いいたします。

傍聴される方に申し上げます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにするようお願いいたします。

---

#### ◎開会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） ただいまの出席議員数は16人であります。

定足数に達しておりますので、令和2年第6回浪江町議会臨時会を開会します。

(午前10時00分)

---

#### ◎開議の宣告

○議長（佐々木恵寿君） 直ちに本日の会議を開きます。

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（佐々木恵寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木恵寿君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定により会議録署名議員に、1番、大浦泰夫君、2番、石井悠子君、3番、高野 武君を指名します。

---

#### ◎会期の決定

○議長（佐々木恵寿君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日限りに決定しました。

◎議案第129号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第3、議案第129号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） おはようございます。

それでは、議案第129号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、福島県人事委員会の給与勧告に基づき、一般職の任期付職員の期末手当の率を改定するため、所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） それでは、議案資料によりご説明いたします。

改正の内容といたしまして、県人勧に基づき期末手当の年間支給月数を0.05月引き下げるため、第9条を改正するものでございます。

改正方法は、県人事委員会に基づき、令和2年度については12月期の支給月数を0.05月引き下げ、令和3年度以降については6月期と12月期の支給月数を0.025月分引き下げる改定でございます。

今回の改正により、（ア）に記載のとおり、令和2年度分については12月期の支給月数を1.625月とする、（イ）の令和3年度以降については6月期及び12月期の支給月数を1.65月とするものでございます。

施行期日として、アについては令和2年12月1日から、イについては令和3年4月1日から施行するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 提案理由にありましたけれども、県の人事委員会勧告に基づく任期付職員の給与等の一部改正ということでありませう。

まず、任期付職員の人数、この条例に該当する対象人数、それから今回の人勧に基づく影響額、金額はどれぐらいになるのかお尋ねをいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） お答え申し上げます。

今回の改正に係る任期付職員のうち、いわゆる特定任期付職員という職員でございますが、現在当町には1名ほど在籍してございます。さらには、その職員に係る影響額と申しますと、今回の引下げによりまして2万3,705円ほどの引下げになるということでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 特定任期付の対象は1名ということですが、もし差し支えなかったらば、どの部署の人かお尋ねしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） お答え申し上げます。

総務課に所属する職員でございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質問ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 今回の人勧の背景になっているものは、民間給与と比べて公務員の賃金が高いということではありますが、任期付職員以下、今回の人勧に基づく関係条例、何本か出ているわけですが、公務員の方々はコロナ禍において最前線で頑張ってくれたと、その部署において。そういう意味でも、民間と比べてという一般的な理由で引下げになるわけですが、公務員の基本的な人権が奪われているということから人事院勧告制度ができたという歴史的背景を考えれば、公務員の果たしている役割、あるいはその他の労働者に対する給料、生活改善にも公務員の給料というのは大きく影響するということで、私は今回の人勧に基づく給与改正について反対の立場を明らかにして討論といたします。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに討論ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第129号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。  
よって、議案第129号は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第130号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第4、議案第130号 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（吉田数博君） 議案第130号 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、特別職の期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を改定するため、所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

- 議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

- 総務課長（安倍 靖君） それでは、議案資料によりご説明いたします。

改正の内容といたしまして、職員等の期末手当の年間支給月数を0.05月引き下げるのに準拠し、第2条を改正するものでございます。

改正方法は、職員同様、令和2年度については12月期の支給月数を0.05月分引き下げ、令和3年度以降については6月期と12月期の支給月数を0.025月分引き下げる改定でございます。

今回の改正により、（ア）の令和2年度については、12月期の支給月数を1.6月に、（イ）の令和3年度以降については、6月期の支給月数を1.525月に、12月期の支給月数を1.625月とするものでございます。

施行期日として（ア）については令和2年12月1日から、（イ）については令和3年4月1日から施行するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議長（佐々木恵寿君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[発言する者なし]

- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[発言する者なし]

- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第130号 町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立全員〕

- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。  
よって、議案第130号は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第131号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第5、議案第131号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（吉田数博君） 議案第131号 職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、福島県人事委員会の給与勧告に基づき、職員の期末手当の率を改定するため、所要の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

- 議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

- 総務課長（安倍 靖君） それでは、議案資料によりご説明いたします。

改正の内容といたしまして、県人事委員会の勧告に基づき期末手当の年間支給月数を0.05月引き下げるため、第20条を改正するものでございます。

改正方法は、前の議案と同様、令和2年度については12月期の支給月数を0.05月分引き下げ、令和3年度以降については6月期と12月期の支給月数を0.025月分引き下げる改定でございます。

今回の改正によりまして、（ア）の令和2年度については、再任用職員以外の職員に係る12月の支給月数を1.225月に、再任用職員については0.65月とし、（イ）の令和3年度以降については、再任用職員以外の職員に係る6月期及び12月期の支給月数を1.25月に、再任用職員については0.675月とするものでございます。

施行期日としては、（ア）については令和2年12月1日から、（イ）については令和3年4月1日から施行するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議長（佐々木恵寿君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

- 16番（馬場 績君） 一般職の期末手当の減額、引下げに関する条例改正であります。改めて対象人数と影響額についてお尋ねをしたいと思います。

それから、あえてお聞きしますけれども、人事院勧告というのは、国は政府と国会に対して、県は県知事と県議会に対して、それを受けて町も同様の措置を取るということになるわけですが、人事院勧告というのは絶対的な拘束力があるのかないのか、ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） ご質問にお答えいたします。

今回の一般職に係る対象人数については、271名でございます。影響額につきましては、484万3,000円の減額になってございます。

それから、先ほどの人事院勧告についてでございますが、今回、国においては人事院、それから県においては県の人事委員会からの勧告でございますが、その勧告が出された際、町のほうにも総務省のほうから、人事委員会を置いていない市町村においては都道府県人事委員会における給与の調査結果等を参考に適切な対応を行っていただきたいというような通知が来ております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 私がお尋ねをしたのは、人事院勧告というのは拘束力があるものなのかどうかということを知りたいわけなんです。その課長の答弁としては、総務省から適切な対応を求めるという通知が来ているということですから、それは拘束力があるわけではないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） お答え申し上げます。

先ほどの答弁にさらに付け加えるとすれば、地方公務員法によりまして職員の給与につきましては、「国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮し定めなければならない」とされておりますので、町としては人事委員会を持っておりませんので、県の人事委員会に準拠して、毎年、給与の見直しを行っているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 総務省通知に従うというその判断の根拠として、これは、地方公務員法第何条って言いましたか、今。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） 24条でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 地方公務員法24条に、この条文を持っていないんだけれども、今の課長説明を一般的に理解すれば、従わなければ

ならないというものではないという理解でよろしいでしょうか。どう判断されますか。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） そういった厳密に従わなければならないというような言い方はしてごさいませんが、当然ながら国からこういうような適切な対応を取っていただきたいという通知が来ておりますので、町としてはそれに従って、毎年、給料の改定を行っているというようなことをごさいます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 反対討論をいたします。

まず、第1点としては、人事院勧告が引下げの理由にしているのは、民間と比べて公務員の賃金が高いというものですけれども、そもそも、今、課長とやり取りしたように、人事院勧告というのは絶対的な拘束力はないんですよ。特に私は、現下の状況において公務員労働者の給与あるいは期末手当の引下げは行うべきではないという認識を強くしているわけですが、改めてその理由について3つ述べて反対討論にしたいと思います。

先ほども反対討論で述べましたけれども、かつて経験したことはないコロナ感染拡大という下で、町職員は決死の思いで感染拡大防止のために全力で取り組んできたということだと思えます。これで終わりではないと、今後も続くということであれば、町民の生命と財産を守るという公務員労働者の置かれている現在の状況からすれば、引下げは全く不当であると。そもそも人事院勧告についてなんですけれども、あえて私から申し上げるまでもなく、労働者の基本的人権を、これ、奪った代償としてこの制度ができたわけです。特に今回は、一時金と給与に分けて引下げを勧告をするというやり方も、極めてこれ不正常だということを強く指摘しておかなければならないというのが1つ目の理由です。

それから、2つ目には、民間と比べてということですが、公務員労働者の賃金を引き下げることによって、あるいは期末手当を引き下げることによって、民間にもマイナスの影響を及ぼすということは、過去の時流を考えても明らかであります。コロナ禍の下で経済をどう回すかということとの関係で公務員労働者の給与あるいは一時金、引下げの問題を考えた場合には、私は引下げではなく

て、逆に働く人々の暮らしを守り、そしてコロナ禍の下で苦しんでいる中小業者の経営をどう守るのかということが末端行政から中央政府まで、国民に対して求められていることではないかと。

そういう点から考えれば、例えばご存知のとおり、福島県の最低賃金は、令和2年度において10月2日発効したわけですがけれども、790円をわずかに引き上げて800円ですよ。全国平均では、1円から3円だというふうに言われている。全国平均で902円、最低賃金がここまで安いということが経済を悪化している。強いては、民間給与も引き上げることができないと。そういう両面での経済的な影響が大きいと。そこに持ってきて公務員労働者の給与を引下げするという点については、他の産業労働者、パートも含めた働く人々の暮らしを脅かすその要因になるんだと、そういう点で明らかにやるべきでないということを2つ目の理由として挙げておきたいと思えます。

3つ目としては、経済の悪化の問題を考えれば、この場でも一般質問や議案審議の中で議論を重ねてきましたけれども、端的にここ一、二年の国内の経済を見れば、消費税の連続した増税の問題が勤労者国民の消費動向にも影響を与え、経済が悪化しているという大きな要因です。そこに持ってきてコロナ禍の問題がある。じゃ、どうすればいいのかということは、公務員労働者の賃金を引き下げることではなくて、経済悪化の最大の要因である消費税を減税するという必要だと思えます。

さらに言えば、新自由主義の下で貧困と格差が拡大する、こういう仕組みを改める、負担の公平を求めていく、こういうことが大事ではないかと。

最後になりますけれども、公務員労働者の人権を奪っておきながら、こうした国民的立場から不公平の見直しを求められているにもかかわらず、それを棚上げした行政政策であり、とても認めるわけにはいかないということを明らかにしたいと思えます。皆さんご存じのとおり、公務員労働者は町民や国民に奉仕する姿勢を貫く、このことが求められているし、そういう立場で日々奮闘していることは明らかであります。そういう点からも公務労働者の意欲向上からして、こうした引下げは金額の問題ではなくて、政策論としてもやるべきではないということを明らかにして反対の討論にしたいと思えます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに討論ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第131号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第131号は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第6、発委第2号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（佐々木恵寿君） 提出者の議会運営委員会委員長から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、佐藤文子君、登壇でお願いします。

[議会運営委員長 佐藤文子君登壇]

○議会運営委員長（佐藤文子君） それでは、提案理由を申し上げます。

ただいま事務局長からの朗読のあったとおり、先ほどの議案130号の町長等の諸給与支給に関する条例の一部改正に伴い、町長等の期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を改定することに準じて、議会議員の期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

ご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより発委第2号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。  
よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第132号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第7、議案第132号 令和2年度浪江町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（吉田数博君） 議案第132号 令和2年度浪江町一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

本案は、福島県人事委員会勧告に基づく給与の改正等に伴い、人件費の補正を行うものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

- 議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

- 企画財政課長（西 健一君） ご説明申し上げます。

今回の提出議案第132号以下、議案第138号までは、人件費等の補正予算でございます。

令和2年11月補正予算説明書、A4 1枚の資料がございますが、これによりご説明申し上げたいと思います。

こちらの資料ですが、一般会計のほか各特別会計及び水道事業会計につきまして一覧表にしてございまして、一番右側が合計となっております。

まず、1行目、歳出計につきましては、一番右側の全会計合計で2,012万2,000円の減、次に内訳で、①議員期末手当につきましては22万1,000円の減、②職員給与等につきましては1億7,799万4,000円の減、次に、③繰入金につきましては1,282万円の減、④予備費につきましては1億7,091万3,000円の増、次に予備費の下に再掲でございまして、こちらに県人事委員会の勧告分と人事異動による分について再掲で掲載してございます。人事委員会勧告分につきましては484万3,000円の減、人事異動分につきましては1億7,315万1,000円の減でございます。

次に、歳入でございしますが、歳入計につきましては2,424万6,000円の減、内訳は、①繰入金1,282万円の減、②基金繰入金26万9,000円の減、③県補助金1,115万7,000円の減でございます。

各会計ごとの歳入歳出額につきましては、それぞれ資料のとおりでございますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

- 議長（佐々木恵寿君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、平本佳司君。

○8番（平本佳司君） 1点だけちょっとお尋ねします。

ページ数で言うと6ページでございます。

総務費のほうです。今回の補正予算については、ほとんどが人事院勧告による関連かなと思います。この中で上段から6段目の災害派遣手当が289万ほど出ております。これはどのような形のものですか、ちょっと内容をもう少し詳しくお尋ねをしたいと思います。

それと同時に、これは15ページのほうなんですが、衛生費のほうにも災害廃棄物対策事業費として人件費という中で、給料が一般職219万2,000円ほど出ていますが、これは関連性があるかどうかも確認をした上で、説明をちょっと詳しくお願いできればと思います。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） ご説明申し上げます。

まず、6ページの災害派遣手当につきましては、みんな他の市町村から派遣いただいている職員がでございます。そういった方については、当地域、まだ避難地域も抱えているということで、災害派遣手当の対象となつてございます。そういった方についての予算額でございしますが、今回、不足を生じたため補正増するものでございます。

それから、15ページの災害廃棄物対策事業費の職員給については、これは年度間の職員の異動による不足分でございます。特段、今回の災害派遣手当との関連はございません。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑はありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 補正予算書の最後のページ、23ページ、予備費に1億7,336万円増額補正されております。これは、補正予算説明書にはない数字です。そこで、人事異動と人勧に基づく一般会計分の繰入れは、補正予算の説明資料では、一般会計補正予算では歳出は合計は出ていますね……合計が人勧分で404万7,000円、異動分で1億5,300万。したがって、1億7,336万円になるはずなんだけれども、この数字が合わないのはどういうことかというのが第1点。

それから、第2点としては、予備費について今回の人勧の調整等々、予備費の積み増しになったわけですけれども、この執行についてはどんなふうにご考慮をされるかお尋ねをしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（安倍 靖君） まず、一般会計の予備費 1 億7,033万6,000 円については、こちら資料の一般会計補正第 5 号の欄を見ていただきたいと思うんですが、（４）の予備費、こちらと 1 億7,033万6,000円ということで突合は合っていると見ていただきたいと思います。

それから、予備費の執行については、これから12月補正等もごぞいますので、そちらのほうでいろいろな事業に組み替えていくようなことも考えているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） そうですね。予算の説明資料に一般会計④のところで同額計上されております。私が言った人事院勧告あるいは人事異動等によるものとしては、1 億5,700万ほどになると。これらも含めて補正予算では、予備費 1 億7,000万計上されたわけですけども、そうすると、予備費だから、当然、残された今年度会計において必要な事業計画、歳出予算を組むことになると思いますが、この予備費をコロナ禍の下で介護関係については給付金が出ていないとか、対象になっていないんですよ。全国の自治体の中で自治体独自の政策として介護に関わる職員への支援をやっておりますけれども、こういったことを含めて考えるべきではないかというふうに私は思いますが、いかがですか。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） この予備費の取扱いでございまして、予備費に関しましては、最近のご察しのように、いつ災害等が発生し、それに対応せざるを得ない場合も発生するんだろうと思います。ただ、一つの考え方としてコロナ対策の町独自の考え方に基づいた対策も必要だというふうに思っておりますが、その辺はしっかり財政等と協議をしてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） コロナ感染との関係で財政当局とも協議をして必要な対策を取りたいという答弁がありました。ぜひそれが具体化するよう求めていきたいというふうに思います。

ただ、コロナ禍の問題で言うと、コロナ関連の政策支出、臨時調整交付金については、ほぼ浪江では使い尽くしてきているんじゃないかと。まだまだ必要性があるということをご認識されていると思うんですけども、今回の補正予算との関係で、現在の第 3 波と言われるコロナ感染拡大を考えた場合、改めてコロナ関連対策費として活用ができる臨時交付金の増額を求めるということが必要ではないかというふうに思います。今後を踏まえて、町長は国に対してど

ういう政策、財政要求をしていくのかお尋ねをしておきたいと思  
います。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） 臨時交付金の再交付を求めるかということでご  
ざいますが、確かに第3波が到来しているという状況もあろうかと  
思います。そういった中で、近隣町村との協議もする場が当然ある  
だろうと考えておりますので、その辺を含めて議員のご意見も大事  
なことだと思っておりますので、今後、検討させていただきたいと  
思います。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 131号の反対討論と同じ立場で、この議案に対  
する反対の討論とさせていただきます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに討論ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第132号 令和2年度浪江町一般会計補正予算（第  
5号）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第132号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第133号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第8、議案第133号 令和2年度浪江町  
国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第133号 令和2年度浪江町国民健康保険  
事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、福島県人事委員会の給与勧告に基づく職員の期末手当の  
率の改定等に伴う人件費の補正を行うため、歳入歳出予算の総額に

歳入歳出それぞれ255万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億4,985万2,000円とするものであります。よろしく願いをいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 人勧に基づく期末手当等の引下げについては、131号で踏み込んで反対討論いたしましたけれども、討論の中身としては全く共通するものであり、同じ立場で本議案に反対するその討論にさせていただきます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに討論ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第133号 令和2年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第133号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第134号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第9、議案第134号 令和2年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第134号 令和2年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、福島県人事委員会の給与勧告に基づく職員の期末手当の率の改定等に伴う人件費の補正を行うため、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,115万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額

を3億6,314万円とするものであります。よろしく願いをいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） これも関連議案であります。人事院勧告に基づく給与等改正案であり、反対の態度を明らかにして討論といたします。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに討論ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第134号 令和2年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第134号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第135号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第10、議案第135号 令和2年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第135号 令和2年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、福島県人事委員会の給与勧告に基づく職員の期末手当の率の改定等に伴う人件費の補正を行うため、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ26万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億3,617万1,000円とするものであります。よろしく願いをいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 本議案も人事院勧告に基づく給与等改正の議案であり、強く反対の立場を明らかにして討論といたします。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに討論ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第135号 令和2年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第135号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第136号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第11、議案第136号 令和2年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第136号 令和2年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、福島県人事委員会の給与勧告に基づく職員の期末手当の率の改定等に伴う人件費の補正を行うため、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ26万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5,967万9,000円とするものであります。よろしくお願いをいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 人事院勧告に基づく給与等改正の議案であり、  
反対の立場を明らかにして討論といたします。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに討論ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第136号 令和2年度浪江町農業集落排水事業特別  
会計補正予算（第2号）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第136号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第137号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第12、議案第137号 令和2年度浪江町  
介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第137号 令和2年度浪江町介護保険事業  
特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、福島県人事委員会の給与勧告に基づく職員の期末手当の  
率の改定等に伴う人件費の補正を行うため、歳入歳出予算の総額から  
歳入歳出それぞれ1,510万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額  
を32億973万6,000円とするものであります。よろしく願いをいた  
します。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 人事院勧告に基づく給与等の改正であり、反対  
の立場を明らかにして討論といたします。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに討論ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第137号 令和2年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第137号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第138号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第13、議案第138号 令和2年度浪江町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第138号 令和2年度浪江町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、福島県人事委員会の給与勧告に基づく職員の期末手当の率の改定等に伴う人件費の補正を行うため、収益的支出で営業費用412万4,000円を追加するものであります。よろしく願いをいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 公務員労働者の基本的人権を奪う代償として人事院勧告制度が施行されたものです。ところが、民間給与ベースを判断の理由に公務員労働者の期末手当等の引下げ勧告、それに基づく町の人件費減額補正については、やるべきではないという立場を改めて明らかにして反対討論といたします。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに討論ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第138号 令和2年度浪江町水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第138号は原案のとおり可決されました。

---

◎閉会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） 以上で本臨時会に付された事件は全て終了しました。

これをもって、令和2年第6回浪江町議会臨時会を閉会します。

（午前11時01分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

浪江町議会議長 佐々木 恵 寿

署名議員 大 浦 泰 夫

署名議員 石 井 悠 子

署名議員 高 野 武